

# 公有地 を売却します

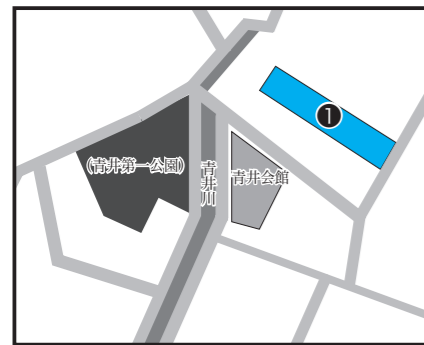
市と市土地開発公社では、次の公有地を売却します。購入を希望する人は、財政課管財グループ☎64・6010までお問い合わせください。

落札されなかった物件は、競争入札によらず、希望者に先着順で売却します。

## 【対象物件一覧】

物件番号	所在地	用途地域		面積 (m <sup>2</sup> )	最低売却価格 (千円)	備考
		地目	建ぺい率/容積率			
①	小浜飛鳥 41-2	第一種中高層住居専用地域		623.27	8,340	
		宅地	60 / 200			
②	遠敷 74-17-2 ほか 3 筆	用途指定なし		229.23	4,884	
		宅地	60 / 200			
③	生守 41-38-2 ほか 4 筆	用途指定なし		1,459.40	34,063	一部道路占有有
		宅地	60 / 200			
④	生守 6-15 ほか 1 筆	用途指定なし		1,191.00	28,035	
		雑種地	60 / 200			
⑤	高塚 8-1-14 A 区画	用途指定なし		158.74	4,500	
		宅地	60 / 100			
⑥	高塚 8-1-14 B 区画	用途指定なし		303.64	8,609	
		宅地	60 / 100			
⑦	平野 20-4-5 ほか 4 筆	用途指定なし		2,956.00	20,167	
		雑種地	60 / 200			
⑧	木崎 31-4-3 ほか 3 筆	第一種住居地域		404.00	15,545	道路舗装有
		雑種地ほか	60 / 200			

### ①小浜飛鳥 41-2



### ②遠敷 74-17-2 ほか 3 筆



### ③生守 41-38-2 ほか 4 筆



### ④生守 6-15 ほか 1 筆



### ⑤⑥高塚 8-1-14 A、B 区画



### ⑦平野 20-4-5 ほか 4 筆



### ⑧木崎 31-4-3 ほか 3 筆



#### 【入札の流れ】

- ①入札の公示
- ②入札
- ③開札・落札者決定
- ④契約
- ⑤代金支払・所有権移転

#### 【入札期間】

1月8日(木)～21日(木)  
市役所 3 階財政課で受付

#### 【開札日】

1月22日(金) 9時～  
市役所 4 階入札室にて

# 20 歳になったら 国民年金

日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。年金は、やがて訪れる老後や生活の安定を損なう「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20 歳になったら忘れずに国民年金に加入しましょう。

■問い合わせ 市民課☎内線 166



## 国民年金の手続き

### Q1 加入の手続きは？

#### A1

20 歳の誕生月の前月に、「国民年金被保険者資格取得届」が送られてきます。必要事項に、記入・押印のうえ、市民課 2 番窓口(市役所 1 階)に提出してください。

### Q2 保険料はいくら？

#### A2

月額 15,040 円 (平成 25 年度) です。

### Q3 どうやって支払うの？

#### A3

- ◆現金払いを希望する場合  
→日本年金機構から届く納付書により指定された金融機関またはコンビニエンスストアで支払ってください。
- ◆口座振替を希望する場合  
→口座振替納付申出書を金融機関に提出してください。  
※口座振替は、現金払い(納付書)より割引率が高くなりお得です

### Q4 加入の手続きをしなかったり、保険料が未納になったりすると…？

#### A4

- ◆老後に年金がもらえない。
- ◆けがや病気で障がいが残った場合、受給できるはずの障害年金がもらえないなどの問題が発生します。

### Q5 保険料の支払いが難しい場合は？

#### A5

大学・専門学校など在学习中の人や所得が少なく保険料を納めることが困難な人は、さまざまな制度を利用できます。手続きは、市民課 2 番窓口か年金事務所まで。

- ①学生で、本人の所得が一定以下の人
  - ◆学生納付特例制度  
※在学証明書の原本または学生証の写し(在学予定期間が記されているもの)が必要
- ②①以外の人
  - ◆若年者納付猶予制度 (30 歳未満)  
※本人と配偶者の所得で審査
  - ◆保険料免除制度

### Q6 特例・猶予期間の年金はどうなるの？

#### A6

学生納付特例や若年者納付猶予を受けた期間は、本来 25 年以上必要である保険料支払い期間に含まれますが、将来もらう年金額の計算には含まれません。その期間分の年金を将来もらうには、追納制度を利用して、後から保険料を支払うことになります。

◆追納制度とは…

- ・特例・猶予期間の保険料は 10 年以内であれば、古い期間から順に納付できます。
- ・追納する保険料額は、特例・猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。